

岩美町住宅新築・リフォーム資金助成事業案内

町では、快適な住環境整備の促進と地域経済の活性化を図ることを目的に、住宅新築・リフォームの補助金制度を創設しました。

問い合わせ先

住民生活課

☎73-1415

リフォーム助成

対象工事

- ・住宅の修繕、補修及び増改築
- ・壁紙の張り替え、屋根又は外壁の塗り替え等の模様替え
- ・その他住宅に附属する設備等

条件等

- ・工事費が10万円以上のもの
- ・町の他の制度による助成を受けていないもの
- ・（重複しない場合は対象となる場合があります。）
- ・平成24年3月31日までに工事完了できるもの
- ・町内に所在する法人の事業所又は町内に住所を有する個人の事業所の施工であること

対象住宅

- ・自ら居住する町内の持ち家であること
- ・人が居住する母屋のみを対象とし、長屋、倉庫等は対象としない

申込み資格（次の要件すべてに該当する方）

- ・岩美町内にお住まいで、岩美町に住民登録又は外国人登録をしている方
- ・本人及び同居の家族が町税や町の使用料等に滞納が無い方

助成額

- ・助成工事にかかる経費の10%（上限10万円、千円未満の端数は切り捨て）
- ・次に該当する場合には助成工事に係る経費の15%（上限15万円、千円未満の端数は切り捨て）
- ①満18歳未満の児童を養育する世帯（子育て世帯）
- ②同一世帯内に2世代以上の夫婦（親世代）については夫婦の離別・死別を問わないが居住している世帯（多世代同居世帯）

新築助成

対象工事

- ・対象工事は新築とし、条件は、リフォーム助成を準用する
- ・ただし、施工業者は町外でも可
- ・また、年度内に着工予定として申請されたもの

対象住宅

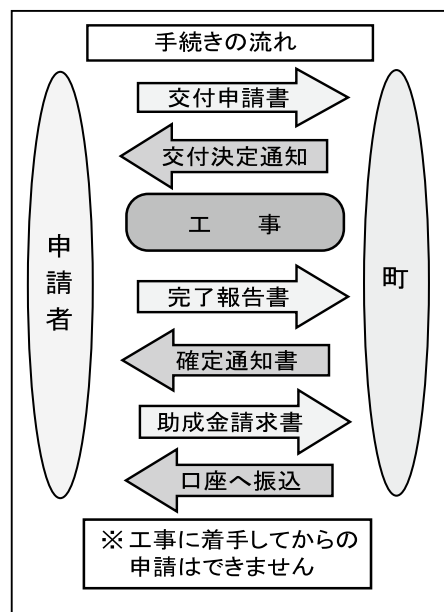
- ・自ら居住するために町内に建築する住宅であること
- ・住居のみを対象とし、長屋、倉庫等は対象としない

申込み資格（次の要件すべてに該当する方）

- ・岩美町内にお住みか（住民登録又は外国人登録している方）、新築後転入予定の方で、今後5年以上は岩美町に居住する予定の方
- ・本人及び同居の家族が町税や町の使用料等に滞納が無い方（転入の場合は、前住所での同様の証明が必要）

助成額（1回のみ）

- ・20万円
- ・ただし、同一世帯内に2世代以上の夫婦（親世代）については夫婦の離別・死別を問わないが居住する予定の世帯（多世代同居世帯）については、25万円



4月4日

回東浜保育所を

開放します



町内の子育て世帯を支援するため、現在、休所中の東浜保育所の施設を、親子ふれあいの場所、遊びの自由空間として利用していただけるよう、次のとおり開放します。天気が良くても悪くても遊ぶことができます。家庭から離れて親子でふれあいをしてみませんか。多数の来場をお待ちします。

利用できる日

月・水・金・日曜日

利用できる時間

午前10時～午後4時

利用の方法

月・水・金曜日は子育て支援センターに事前に申込みしてください。

日曜日は申込みは不要です。直接、旧東浜保育所においでください。

利用できない日

火・木・土曜日、祝祭日、盆、年末年始

利用できる人

保護者と子どもさんの利用とします。※ 子どものみの利用はできません。

問い合わせ先

子育て支援センター

☎72-26222